

2022年4月1日から

「白ナンバー車のアルコール チェックが義務化されます!!」



道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(警察庁)

対象事業所

白ナンバー事業者で5台以上の車両、または定員 11 名以上の 車両を1台保有する事業所。

義務項目

- ・運転前後にアルコール検知器を使っての確認を行う。
- ・確認した記録を帳簿やデジタルデータで1年間保存する。
- ・正しく機能するアルコール検知器を備える。(1年に1回のメンテナンスが必要)

^{令和4年} 4月1日より施行 【 **目視等で確認** 】

- ・運転前後の運転者に対し「酒気帯びの有無」 「顔色」「臭い」「声の調子」で確認する。
- ・確認の内容を記録し1年間保存する。

^{令和4年} 10月1日より施行 【 アルコール検知器で確認 】

- ・運転前後の運転者に対し「アルコール検知器」で「酒気帯びの有無」を確認する。
- ・アルコール検知器を常時正常な状態で保管する。※1年に1回のメンテナンスが義務付けられます。
- ・確認の内容を記録し1年間保存する。

【 酒気帯びの有無 確認時間 】

①業務の開始前・終了後

②出勤時・退勤時 ③運転の直前・直後

※左記の確認時間帯の中で業務の内容に 合わせてチェック時間を決めてください。

1年間記録しなければならない 8つの項目



- - 運転者の名前

運転者の業務に使用する 自動車のナンバー

4 確認の日時

確認者の名前

- 確認の方法 5
 - (4/1~目視・10/1~アルコール検知器)
- 6 洒気帯びの有無

指示事項

その他必要な事項

単モデル アルコールチェッカー

半導体ガスセンサー搭載

TANITA HC-310(個人用)



- センサーキャップを持ち上げる だけで電源ON。
- ・携帯に便利。ワイシャツの 胸ポケットにすっきり収まるサイズ。



←アルコールが

検出されたイメージ

雷源

単4アルカリ電池×2本

センサー寿命

測定回数 1000回、またはご購入後1年。

定期メンテナンス

メンテナンス対象外品につき、新品の ご購入となります。

保証期間

1年

※製造元:株式会社タニタ(アルコール検知器協議会会員)